松江市告示第 422 号

松江市伝統美観保存区域等修景事業費補助金交付要綱(平成21年松江市告示第280号)の 一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助対象及び補助金の額)		(補助対象及び補助金の額)	
第3条 略		第3条 略	
(1)~(5) 略		(1)~(5) 略	
(6) 条例第7条第7号に規定する内中原			
町景観形成区域内の建築物の建築等及			
び工作物の建設等			
<u>(7)</u> 略		<u>(6)</u> 略	
2~7 略		2~7 略	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
補助金の対象となる区域		補助金の対象となる区域	
略		略	
北堀町景観形成区域		北堀町景観形成区域	
清光院下景観形成区域	略	清光院下景観形成区域	略
石橋一区景観形成区域		石橋一区景観形成区域	
内中原町景観形成区域			
略		略	

附則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。